

令和6年厚木市農業委員会2月定例総会議事録

日 時 令和6年2月26日 月曜日 午後1時30分から午後1時55分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

3番 内 海 則 行

5番 曾 根 義 久

7番 鈴 木 好 弘

9番 清 田 徳 治

11番 中 丸 豊

2番 早 川 暁

4番 井 上 慎 一

6番 高 澤 友紀子

8番 三 橋 澄 夫

10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告13件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告21件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 4 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について (9件)
- 5 議案第7号 新規就農者の認定について (1件)
- 6 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について (40件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和6年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、12番の松前進会長職務代理者、1番の小池よし子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、1月11日から2月13日までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、3件、6筆、面積は3,533平方メートルです。

法第5条につきましては、10件、13筆、面積は3,271.88平方メートルです。

法第4条及び第5条の総計は、13件、19筆、面積は6,804.88平方メートルです。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月11日から2月13日までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は11人、農地の所有権を取得された相続人は21人、筆数は延べ96筆、面積は延べ44,644.13平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は愛甲東1丁目にお住まいのAさん外1筆、対象地は愛甲字上町1筆、登記地目は田、面積は832平方メートルです。

当該地につきましては、平成10年に横浜市事業者から資材置場として貸してほしい要望を受け、転圧・整地し、現在に至っているもので、平成21年に撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は飯山にお住まいのBさん、対象地は飯山字山田原1筆、登記地目は畑、面積は132平方メートルです。

当該地につきましては、昭和49年に願出人が所有する隣接地において自宅を建築したことに伴い、住宅敷地の一部として利用を開始し、現在に至っており、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

最後に3番でございます。

証明願の提出者は下川入にお住まいのCさん、対象地は下川入字十六ノ域1筆、登記地目は畑、面積は251平方メートルです。

当該地につきましては、昭和47年6月頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っており、平成21年に撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は上荻野字小金塚1筆、現況地目は畑、面積は276平方メートルです。

渡人は上荻野にお住まいのDさん、受人は上荻野にお住まいのEさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び妹弟の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は下荻野字升割1筆、現況地目は畑、面積は473平方メートルです。

渡人は下荻野にお住まいのFさん、受人は飯山南4丁目にお住まいのGさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び父母の3人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は飯山字山田原1筆、現況地目は畑、面積は1,033平方メートルです。

渡人は小野にお住まいのHさん、受人は三田にお住まいのIさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は飯山字上松堂1筆、現況地目は畑、面積は1,080平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのJさん、受人は清川村煤ヶ谷にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は愛甲字新町1筆、現況地目は田、面積は910平方メートルです。

渡人は愛甲東2丁目にお住まいのLさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は戸田字上ノ町2筆、現況地目はともに畑、合計面積は968平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのNさん、受人は同住所にお住まいのOさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び父母の3人です。

続いて7番でございます。

対象となる農地は戸田字上ノ町1筆、現況地目は畑、面積は790平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのPさん、受人は同住所にお住まいのOさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び父母の3人です。

続いて8番でございます。

対象となる農地は下荻野字子合際1筆、現況地目は畑、面積は201平方メートルです。

渡人は下荻野にお住まいのQさん、遺言執行者Rさん、受人は下荻野にお住まいのSさんです。

農業経営安定のための法定相続人以外への特定遺贈による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び父母の4人です。

最後に9番でございます。

対象となる農地は飯山字松堂2筆、現況地目はともに畑、合計面積は449平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのTさん、受人は飯山にお住まいのUさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機及び草刈り機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

1番から9番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程5、議案第7号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第53号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、愛甲西3丁目にお住まいのVさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾就農コース」の全過程を修了しております。

Vさんは、食農教育に携わった経験から、地元で育てた農産物を、多くの方に提供し、地産地消の推進に貢献したいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程6、「議案第8号農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、小野字中曽根1筆、現況地目は田、面積は793平方メートルです。

通作距離は、約800メートル、車で2分ほどでございます。

トマトやケール、エシャロットなどの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件すべてを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第7号「新規就農者の認定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の

挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第7号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決定しました。

次に、日程6、議案第8号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第49号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は40件でございます。

1番から40番までの合計集積面積は、49,782平方メートルです。

権利の種類別では、使用貸借権が35件、57筆、44,019平方メートルで、賃借権が5件、8筆、5,463平方メートルです。

地目別では、田が32筆、22,013平方メートル、畑が33筆、27,469平方メートルです。

利用目的別では、水稻が17件、普通畑が21件、果樹が1件、水稻及び普通畑が1件です。

契約期間別では、3年間で37件、6年間で1件、9年間で2件となっており、新規設定が16件、更新設定が24件です。

1番から40番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第8号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年厚木市農業委員会 2 月定例総会を閉会いたします。

令和 6 年 2 月 26 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
